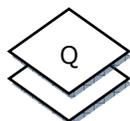




労働相談Q & Aで解決！

最低賃金



現在支給されている賃金が最低賃金を下回っています。改善を要求できますか。

A 会社には、最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。したがって、最低賃金額との差額を支払うよう求めることができます。

解説はこちら

- 最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、会社は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないという制度です。
仮に最低賃金を下回る賃金を労働者と会社の合意により定めたとしても、無効となり、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます（最低賃金法第4条第2項）。
- このため、最低賃金未滿の賃金しか支払われなかった場合には、会社に最低賃金額との差額を請求することができます。
- 最低賃金には、都道府県内の事業場で働く全ての労働者と会社に対し適用される「地域別最低賃金」と特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその会社に対して適用される「特定最低賃金」の2つがあります。なお、特定最低賃金は、当該事業場が属する地域についての地域別最低賃金の額を上回るものとされています。
- 最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、会社に対し罰金が科せられることがあります（最低賃金法第40条）。
- 山梨県内の地域別最低賃金は988円（令和6年10月1日発効）です。
なお、特定の業種においては別に最低賃金が定められております。詳しくは、[山梨県の最低賃金 | 山梨労働局 \(mhlw.go.jp\)](#)をご覧ください。

どうすれば？

- 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われている基本的な賃金となります。実際に支払われる賃金から割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などの賃金を除いたものが対象です。
支払われている賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を1時間当たりの金額に換算したうえで、最低賃金（地域別最低賃金や特定最低賃金）と比較して確認します。
- 前記により確認した結果、最低賃金額を下回っていることが判明した場合は、事業所を

管轄する労働基準監督署に相談してください。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ 山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署 (管轄区域: 都留及び鯉沢労働基準監督署以外の地域)

電話 055 (224) 5616

都留労働基準監督署 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181